

水道事業財政計画（推計）について

平成27年7月31日  
水道局水道業務課

1 目的

水道施設整備計画を着実に進めるために、安定した財政基盤を確立するものです。

2 財政計画期間

秦野市総合計画後期基本計画の計画期間である、平成28年度から32年度までを含む、28年度から37年度までの10年間とします。

（前期を32年度までの5年間、後期を33年度からの5年間とします）。

3 料金算定期間

社会経済情勢が不安定な中、10年間の中期見通しでは水需要などの予測に誤差が生じるため、平成28年度から32年度までの5年間とします。

（財政計画期間の後期については、料金改定を考慮して計画します）。

4 基本的な考え方（「はだの水道ビジョン」の構想実現のための達成目標）

- (1) 財政計画期間内の各年度で収益的収支決算が損失（赤字）にならないようにする。

（理由）

水道事業は、地方公営企業法上、公共の福祉増進とともに、企業としての経済性の発揮が求められています。

収益的収支における単年度での赤字は、補填財源残高の確保に影響を与えることから、健全経営を維持するためには、赤字とならないことを原則とします。

- (2) 財政計画期間内における施設整備事業費を確保する。

（理由）

安全な水の安定供給に欠かせない施設整備を計画的に進めることは、ライフラインの使命であるためです。

- (3) 財政計画期間内は、企業債残高を計画的に減らす。

(理由)

経営状況を判断する指標の1つに「給水収益に対する企業債残高割合」があります。

将来に負担をかけないように、現行の財政計画に基づき、着実に企業債残高を減らし、その割合を低くしていこうとしていますが、現在の本市の割合は、375パーセントを超え、未だに全国平均や県下の市平均より高い状況にあります。今後10年間で、県下の市平均の266パーセントに近づくようにしていきます。

単年度の企業債借入額については、現行の財政計画と同様に、後年度負担となる企業債残高を少しずつ減少でき、かつ料金改定による市民負担が少ない4億円を上限とします。

- (4) 財政計画期間内は、一定額程度の補填財源残高を確保する。

(理由)

資本的収支の不足を補う補填財源は、建設改良費や企業債償還金の財源になります。災害などの理由で、給水収益が全く収入できなくなった場合でも、大規模修理や企業債の元金償還金及び支払利息などへの対応のため、料金算定期間の最終年度で、最低8億円程度を確保することとします。

なお、事故や災害などが発生した場合に対応するため、水道事業基金は、引き続き、少しずつ積み増しを進めていきます。

## 5 財政計画（案）

- (1) 第1案 財政計画（案）【平均料金改定率20%増】
- (2) 第2案 財政計画（案）【平均料金改定率15%増】
- (3) 第3案 財政計画（案）【平均料金改定率10%増】